

専門研修（放課後児童コース）カリキュラムの設定等に当たっての基本的な考え方

- 放課後児童支援員の業務を補助員も全般にわたり基本的に担うという考え方を基本として、科目設定を考える。
- 放課後児童支援員の認定資格研修の研修項目・科目を幅広く取り入れて、全体をコンパクトにして設定する。
- 以前子育てをした、教育を受けた価値観にとらわれることなく支援者として関わっていただくことが重要であり、新たな子ども観や子育て環境の変化などを理解してもらうような科目設定を考える。
- 一般の方が主な対象となる子育て支援員の研修であるため、受講しやすさを考慮してハードルは高くせずに分かりやすい内容の科目設定を考える。
- 見学実習は、研修項目・科目の一つには設定しないが、他の科目の中で、DVDや写真等を活用して具体的な内容を伝えていく工夫を実施主体に促していく。
- 実施主体は、放課後児童支援員の認定資格研修と同様に、都道府県（委託も可）とする。

都道府県認定資格研修【16科目（24時間）】

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

子育て支援員基本研修(案) → (参考1) 参照
【8科目(8時間) ※1時間の演習科目を含む】



専門研修(放課後児童コース)の項目・科目・時間数 【6科目(9時間)】(案)

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等

2. 子どもを理解するための基礎知識

- ③ 子どもの発達理解と児童期(6歳～12歳)の生活と発達

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

- ④ 子どもの生活と遊びの理解と支援

4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑤ 子どもの生活面における対応等

5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能

- ⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理

全科目【合計14科目(17時間)】を履修

子育て支援員・基本研修及び専門研修
(放課後児童コース)修了

専門研修（放課後児童コース）の各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
ねらい	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的を学ぶ。 ○放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を学ぶ。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を学ぶ。
主な内容	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的 ○放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容
講師要件	放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など

科目名	② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を学ぶ。 ○放課後児童クラブにおける権利擁護・法令の遵守の基本を学ぶ。 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学ぶ。 ○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学ぶ。 ○放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識 ○放課後児童クラブにおける権利擁護・法令の遵守の内容 ○利用者への虐待等の禁止と予防 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識 ○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要 ○放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	③ 子どもの発達理解と児童期(6歳～12歳)の生活と発達
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの育成支援のために子どもの発達を理解することの大切さを知る。 ○発達からみた児童期の一般的な特性を知る。 ○児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達についての基礎を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達と育成支援 ○発達面からみた児童期(6歳～12歳)の一般的特性 ○子どもの社会性の発達
講師要件	当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	④ 子どもの生活と遊びの理解と支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブに通う子どもについて知る。 ○子どもの生活における遊びの大切さを知る。 ○子どもの自主性、創造性を大切にする遊びへの関わり方を学ぶ。 ○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもにとっての放課後の生活 ○子どもの遊びと発達 ○放課後児童クラブにおける子どもの遊びと仲間関係 ○放課後児童クラブにおける子どもの遊びと環境 ○子どもの遊びと大人の関わり
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	⑤ 子どもの生活面における対応等
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブに通う子どもの特性に配慮した子どもの健康管理・情緒の安定を確保することの必要性と取り組むべき事項を学ぶ。 ○子どもの健康維持のための衛生管理に取り組むべき事項を学ぶ。 ○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学ぶ。 ○放課後児童クラブで取り組む必要のある安全対策・緊急時対応の基本を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの放課後等の健康管理・情緒の安定を図る役割 ○子どもの健康状態や心身の状況の把握と放課後児童クラブでの対応、保護者との連絡 ○放課後児童クラブの施設・設備やおやつを提供する際などの衛生管理と衛生指導 ○食物アレルギーのある子どもへの対応と救急対応の知識(アナフィラキシー・誤飲事故など) ○救急対応の知識(アナフィラキシー・誤飲事故など) ○放課後児童クラブにおける子どもの安全の考え方と安全対策・緊急時対応の基本的な取組内容 ○放課後児童クラブで取り組む安全対策・緊急時対応
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 養護教諭 イ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士 ウ 医師 エ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 オ 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 カ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など

項目名	5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能
科目名	⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理
ねらい	<p>○放課後児童クラブの仕事内容の概略と育成支援の職務内容を学ぶ。</p> <p>○放課後児童クラブの育成支援を支える職務の内容を学ぶ。</p> <p>○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方を学ぶ。</p> <p>○放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理の必要性や職員集団のあり方を学ぶ。</p>
主な内容	<p>○放課後児童クラブの仕事内容</p> <p>○子どもや保護者と直接関わる仕事を支える職務の内容と育成支援の記録の必要性</p> <p>○放課後児童クラブにおける育成支援の記録の必要性</p> <p>○運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)のあり方</p> <p>○放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理</p> <p>○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と補助員の役割</p>
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など</p>

(参考1)

参考資料1

子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会
第2回専門研修WT(地域子育て支援)

平成26年11月12日

子育て支援員研修の基本研修科目 (案)

基本研修の科目・内容(案)①

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
1. 子ども・子育てに関する制度や社会状況における子育て支援事業の役割を捉えるための科目				
①子ども・子育て家庭の現状	講義	60分	<子ども・子育て家庭(対人援助を行う対象)に対する理解> ①子どもの育つ社会・環境 ②子育て家庭の変容 ③ワークライフバランス	①子ども・子育て家庭と家庭生活を取り巻く社会的状況について理解する。 ②家庭の意義と多様な子ども・子育て家庭のニーズと子育て支援等の現状と課題について理解する。 ③子ども・子育て家庭の支援について理解する。 ④子育て家庭の貧困や非行などの背景の概要について理解する。
②子ども家庭福祉	講義	60分	<子育て支援制度の理解> ①子ども・子育て支援新制度の概要 ②子ども家庭福祉施策の理解 ③子ども家庭福祉に係る資源の理解	①子ども家庭福祉施策・制度の概要(子ども・子育て支援新制度の概要と子育て支援員が関わる事業の枠組みと位置付け等)を理解する。 ②児童福祉施設等と専門職の役割を理解する。 ③子ども家庭福祉に関する地域資源の概要(地域の人材確保を含む)を理解する。
2. 支援の意味や役割を理解するための科目				
③子どもの発達	講義	60分	<子ども・子育て家庭(対人援助を行う対象)に対する理解> ①発達への理解 ②発達への援助 ③胎児期から青年期までの発達 ④子どもの遊び	①子どもの発達の概要について理解する。 ②子どもの発達について発達観(「研修内容の構造」の視点(別紙))について理解する。 ③生涯発達の概要について理解する。 ④子どもの発達に応じた援助の基礎について理解する。 ⑤「遊び」の意義と「遊び」の質について理解する。
④保育の原理	講義	60分	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①発達・成長の保障 ②情緒の安定 ③生命の保持	①発達・成長過程に応じた保育の基礎について理解する。 ②情緒の安定と生命の保持に係る保育の基礎について理解する。 ③子育て支援事業における安全対策の必要性、危機管理の概要について理解する。

基本研修の科目と内容(案)②

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
⑤対人援助の価値と倫理	講義	60分	<p><子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解></p> <p>①保護者・職場内・他組織・地域の人々との連携・協力 ②守秘義務・個人情報の保護 ③子どもの最善の利益 ④利用者主体 ⑤対象者の尊厳の遵守</p>	<p>①対人援助の価値について理解する。 ②保護者・関係者・関係機関との連携・協力の必要性を理解する。 ③対人援助の倫理について理解する。 ④子どもの権利擁護の基本的視点を理解する。 ⑤子育て支援員の役割と倫理について理解する。</p>
3. 特別な支援を必要とする家庭を理解するための科目				
⑥子ども虐待と社会的養護	講義	60分	<p><子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解></p> <p>①子ども虐待と影響 ②虐待の発見と通告 ③虐待を受けた子どもに見られる行動 ④子どもの権利を守る関わり ⑤社会的養護の現状</p>	<p>①子ども虐待とその影響(虐待を受けた子どもに見られる行動など)を理解する。 ②虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応の概要について理解する。 ③子どもの最善の利益を尊重するための援助について理解する。 ④社会的養護の意義と現状の概要について理解する。 ⑤社会的養護を必要とする子どもや家庭の状況について理解する。</p>
⑦子どもの障害	講義	60分	<p><子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解></p> <p>①障害児支援制度の理解(合理的配慮を含む) ②障害特性に応じた関わり方・専門機関との連携 ③障害児支援等の理解</p>	<p>①障害特性について概要を理解する。 ②障害児支援制度の概要について理解する。 ③障害特性に応じた関わり方や専門機関との連携の概要を理解する。 ④障害児支援等の現状について理解する。</p>
⑧総合演習(レポート提出に代替可)	演習	60分	<p>①子ども・子育て家庭の現状の考察・検討 ②子ども・子育て家庭への支援と役割の考察・検討 ③特別な支援を必要とする家庭の考察・検討</p>	<p>①履修した内容についての振り返りを図るためのグループ討議。 ②子育て支援員に求められる資質についての理解の確認。 ③履修した内容の総括と今後の課題認識の確認。</p> <p>※内容欄のテーマをもとに、研修効果の定着を図るために上記①～③のいずれかの振り返りを行う。</p>

保育士についての研修受講科目 の免除について

<考え方>

- 基本研修については、主として保育士養成課程等で履修している内容となっており、保育関連の事業に従事するために必要な研修内容となっている。

地域子育て支援コースの事業のうち、特に利用者支援事業については、つなぎ先として、家庭的保育なども対象となることから、利用者支援事業を円滑に実施するには、保育等の直接処遇を行う事業の知識が必要となるため、原則として、基本研修を受講しなければならないこととする。

ただし、地域子育て支援コースの事業（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業）では他のコースの事業と比べ、保育等の直接処遇を行わず、相談支援・ソーシャルワーク的な事業であることから、保育士資格を有する者については、基本研修の受講を免除することとする。

※ 専門研修については、利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業に特有のカリキュラムとなるため、免除規定は設けない。



- 基本研修に係る取扱いになるため、改めて子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会（親会）に諮ることとし、その際、保育士という資格に着目して、研修を免除とすることから他コースの取扱いもなるべく同様となるよう、整合性を図るようにする。

【参考】他のワーキングチームの現在の検討状況

（地域保育コース）

現行の家庭的保育事業においては、家庭的保育の特性（小規模・密室性）を理解するために、保育士資格を有する者であっても家庭的保育補助者となるためには、基礎研修（基本研修・専門研修に相当）の履修を求めている一方、子育て支援員研修において、当該補助者になるために必要な研修カリキュラムは地域保育コースの専門研修（共通及び地域型保育）で足りることから基本研修の履修を要件としない。

（放課後児童コース）

放課後児童支援員の認定資格研修においては、保育士等について研修科目の一部を免除することとしており、専門研修（放課後児童コース）にも当該科目（子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達）が含まれているところであるが、保育士資格を有する者については、放課後児童クラブにおける補助員（子育て支援員）としてではなく、基本的には放課後児童支援員として従事することを想定している。

（社会的養護コース）

保育士資格を有する者については、補助的職員としてではなく、基本的には、中心的な役割を担う職員として従事することを想定しているため、特段子育て支援員研修（基本・専門）の受講を想定していないが、社会的養護の事業に従事する上で必要な研修内容となっていることから、保育士資格を有する者であっても受講を妨げない。

ただし、児童福祉に関する資格を有する者の取扱いについて、今後ワーキングチームにおいて検討していく予定。

<論点>

- 社会福祉士、幼稚園教諭、臨床心理技術者といった他の有資格者についても免除の対象とするか。

(検討の視点)

- ・ 保育士以外の有資格者の場合は、基本又は専門研修の一部の科目を免除することが想定されるが、科目の一部のみを免除することが受講者の負担軽減につながるか。(受講時間・受講料等)
- ・ 研修修了者の管理など事務的な煩雑さはないか。

【参考】 基本（基礎）研修カリキュラムと保育士養成科目の大まかな対応関係

子育て支援員基本研修カリキュラム案		
(科目)	内容	(時間)
子ども・子育て家庭の現状	<子育て家庭(対人援助を行う対象)に対する理解> ①子どもの育つ社会・環境 ②子育て家庭の変容 ③ワークライフバランス	1
子ども家庭福祉	<子育て支援制度の理解> ①子ども・子育て支援新制度の概要 ②子ども家庭福祉施策の理解 ③子ども家庭福祉に係る資源の理解	1
子どもの発達	<子ども(対人援助を行う対象)に対する理解> ①発達への理解 ②発達への援助 ③胎児期から青年期までの発達 ④子どもの遊び	1
保育の原理	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①発達・成長の保障 ②情緒の安定 ③生命の保持	1
対人援助の価値と倫理	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①保護者・職場内・他組織との連携・協力 ②守秘義務・個人情報の保護 ③子どもの最善の利益 ④利用者主体 ⑤対象者の尊厳の遵守	1
子ども虐待と社会的養護	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①子ども虐待と影響 ②虐待の発見と通告 ③虐待を受けた子どもに見られる行動 ④子どもの権利を守る関わり ⑤社会的養護の現状	1
子どもの障害	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①障害児支援制度の理解(合理的配慮を含む) ②障害特性に応じた関わり方・専門機関との連携 ③障害児支援サービス等の理解	1
演習	研修の振り返り	1

保育士養成施設の教育課程(抜粋)				
(科目)	内容	(単位)	(時間)	
児童家庭福祉	現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史の変遷、児童家庭福祉と保育 児童家庭福祉の制度と実施体系、 児童家庭福祉の現状と課題(児童虐待・社会的養護・障害のある児童への対応 含む)、 児童家庭福祉の動向と展望(保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネットワーク含む)	2	45	
相談援助(演習)	相談援助の概要、相談援助の方法と技術、相談援助の具体的展開 事例分析	1	22.5	
社会的養護	現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷、 社会的養護と児童家庭福祉、社会的養護の制度と実施体系 施設養護の実際、社会的養護の現状と課題	2	45	
保育の心理学 I	保育と心理学、子どもの発達理解、人との相互的にかかわりと子どもの発達、 生涯発達と初期経験の重要性	2	45	
保育の心理学 II(演習)	子どもの発達と保育実践、生活や遊びを通じた学びの過程、 保育における発達援助	1	22.5	
子どもの保健 I	子どもの健康と保健の意義(生命の保持と情緒の安定に係る保健活動の意義と目的 等)、 子どもの発育・発達と保健、子どもの疾病と保育 子どもの精神保健、環境及び衛生管理並びに安全管理、 健康及び安全の実施体制	4	90	
子どもの保健 II(演習)	保健活動の計画及び評価、子どもの保健と環境、子どもの疾病と適切な対応(障害児含む) 事故防止及び健康安全、心とからだの健康問題と地域保健活動	1	22.5	
子どもの食と栄養(演習)	子どもの健康と食生活の意義、栄養に関する基礎的知識、 子どもの発育・発達と食生活、食育の基本と内容、 家庭や児童福祉施設における食事と栄養、 特別な配慮を要する子どもの食と栄養(障害児含む)	2	45	
障害児保育(演習)	障害児保育を支える理念、障害の理解と保育における発達の援助、 障害児保育の実際、家庭及び関係機関との連携、 障害のある子どもの保育にかかわる現状と課題	2	45	
社会的養護内容(演習)	社会的養護における児童の権利擁護と保育士等の倫理及び責務、 社会的養護の実施体系、支援の計画と内容及び事例分析、 社会的養護にかかわる専門的技術、今後の課題と展望	1	22.5	
保育相談支援(演習)	保育相談支援の意義、保育相談支援の基本、保育相談支援の実際、 児童福祉施設における保育相談支援、	1	22.5	

保育の本質・目的に関する科目

保育の対象の理解に関する科目

保育の内容・方法に関する科目

4 実施方法

(3) 職員の配置

利用者支援事業に従事する者は、医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、地方自治体の実施する研修を修了した者のほか、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者として市町村が認めた者をもって充てるものとし、1事業所1名以上の専任職員を配置するものとする。

なお、地域の実情により、事業に支障が生じない限りにおいて、専任職員以外にあつては、業務を補助する職員として配置しても差し支えないものとする。